

(目的)

第1条 受注者は、相模原市（以下「発注者」という。）の保有する新磯まちづくりセンター・公民館の機能維持のため、設置している照明器具について、LEDへの交換修繕（以下「業務」という。）を実施するものとする。

(業務の内容)

第2条 業務の内容は、仕様書に示した内容とする。

(実地調査等)

第3条 発注者が必要と認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し、受注者に対して所要の報告又は資料の提出を求め、又は必要な指示を行うことができる。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負の禁止)

第5条 業務の全部若しくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の修繕業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は業務の一部を第三者に請け負わせるときは、下請負人の商号または名称その他必要な事項を、予め発注者に文書で届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(管理責任)

第6条 受注者はその責めに帰する理由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者から必要な助言又は指示を受け、受注者の責任においてその損害を処理しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由によるときは、この限りでない。

(天災その他不可抗力による損害)

第7条 暴風、豪雨、地震、火災等の自然的又は人為的な事象であつて、発注者受注者双方の責めに帰すべからざるものにより、修繕の出来方部分に損害を生じたときは、発注者受注者で協議して負担額を定めるものとする。

(契約の保証)

第8条 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに掲げる保証を付すことのできる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 受注者が契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をするとき。
- (2) 受注者がこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証を付したとき。
- (3) 受注者が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託するとき。なお、保証の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- (4) 受注者が過去2か年間に市又は国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

(損害の賠償)

第9条 受注者は、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、発注者の責めに帰する理由の場合のほか、その与えた損害を賠償しなければならない。

- (1) 業務不完全により発注者に損害を与えたとき。
- (2) 発注者の財産に損害を与えたとき。
- (3) 発注者の職員又は第三者の身体に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与えたとき。

(履行遅滞の場合の違約金)

第10条 受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞となったときは、遅延日数に応じ契約金額につき、年3.0%の割合で計算した額の違約金を納付するものとする。

(監督等)

第11条 発注者は、受注者の修繕業務の実施状況について、必要な報告を求め、又は調査をすることができる。

- 2 前項に基づく報告又は調査の結果、受注者による修繕業務の実施状況につき、不十分な点が認められたときは、発注者は修繕業務の実施に関して必要な指示を受注者に行うことができるものとする。

(検査及び検収)

第12条 受注者は、業務実施後、完成図書及び修繕写真をもって報告をしなければならない。修繕写真は修繕前の現況写真及び完成写真とし、全てカラーのものとすること。

- 2 発注者は、受注者から報告書が提出された後、速やかに検収を行わなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査の結果、業務内容が契約内容に適合しないと認めた場合は、その業務の手直しを命ずることができる。
- 4 受注者は前2項に定める検収に合格したときは、発注者に修繕料の支払を請求することができる。

(契約金額の支払)

第13条 受注者は前条に規定する検査に合格したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求し、発注者は適法な請求を受理した日から30日以内に、相模原市指定金融機関において支払うものとする。

(契約不適合責任)

第14条 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が目的物を引渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者の業務が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (2) 受注者の責めに帰する理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (3) 受注者がこの契約に違反したとき。又は、故意または重大な過失により発注者に損害を与えたとき。
- (4) 受注者がこの契約に関して提出した書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (5) 受注者の従業員が業務実施中に公序良俗に反する行為又は犯罪行為等を行ったとき。
- (6) 受注者の責めに帰する理由により、甚だしく社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (7) 正当な理由により、受注者が契約解除を申し出たとき。

2 受注者が、契約期間中に業務を完了または継続する見込みがないと認められるときは相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

3 第1項第7号を除き、契約を解除した場合、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 受注者は、第1項又は第2項に規定する契約の解除により損害を受けた場合は、発注者に対してその損害を請求できないものとする。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損

害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第17条において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第8条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 第17条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（環境配慮事項）

- 第18条 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- 2 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- 3 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- 4 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理に

あたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例、相模原市一般廃棄物処理実施計画等の関連法令等を順守し、適正に処理すること。

(疑義等の解決)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約上疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(合意管轄裁判所)

第 20 条 この契約について訴訟等が生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。